

国民の保護に関する業務計画

令和3年7月1日

一般社団法人 福岡県歯科医師会

目 次

第1章 総 則	1
第1節 国民保護法における本会の位置付け	
第2節 業務計画の位置付け、目的等	
第3節 基本方針	
第2章 平時からの備え	4
第1節 活動体制の整備	
第2節 関係機関との連携	
第3節 県民及び県歯科医師会会員等への情報提供の備え	
第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	
第5節 管理する施設等に関する備え	
第6節 歯科医療の提供に関する備え	
第7節 物資及び資材の備蓄等	
第8節 訓練の実施	
第9節 安否情報の取扱等の検討	
第3章 武力攻撃事態等への対処	7
第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応	
第2節 活動体制の確立	
第3節 安全の確保	
第4節 関係機関との連携	
第5節 県民及び県歯科医師会会員等への情報提供	
第6節 警報又は避難措置の指示等の伝達	
第7節 管理する施設等の適切な管理及び安全確保	
第8節 歯科医療の提供の確保	
第9節 安否情報の収集への協力	
第4章 復 旧 等	11
第1節 応急の復旧	
第5章 緊急対処事態への対処	12
第1節 活動体制の確立	
第2節 緊急対処保護措置の実施	

第1章 総則

第1節 国民保護法における本会の位置付け

1. 指定地方公共機関への指定

一般社団法人福岡県歯科医師会(以下「県歯科医師会」という。)は、福岡県知事(以下「知事」という。)が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年 法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第2項に基づき、県知事により指定された指定地方公共機関である。

2. 指定地方公共機関の責務

指定地方公共機関である県歯科医師会は、国民保護法第3条第3項に基づき、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)及び緊急対処事態においては、同法で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処保護措置を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう業務に協力するものとする。

第2節 業務計画の位置付け、目的等

1. 業務計画の位置付け及び目的

(1) 県歯科医師会の国民の保護に関する業務計画(以下「業務計画」という。)は、国民保護法第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、県歯科医師会の業務に関し、福岡県の区域において実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置について定めるものとする。

(2) 業務計画は、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。)及び福岡県の国民の保護に関する計画(以下「県計画」という。)を基準として作成するものとする。

2. 業務計画に定める事項

業務計画には、国民保護法第36条第3項及び第182条第2項の規定に基づき、次の事項を定めるものとする。

- (1) 指定地方公共機関である県歯科医師会が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

3. 業務計画の見直し、変更手続き

(1) 業務計画については、適時内容についての検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。また、変更後には、速やかに知事及び関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表するものとする。

(2) 業務計画の変更にあたっては、当該計画の下で業務に従事する県歯科医師会会員等の意見を聴く機会を確保する他、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

- (3) 業務計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

第3節 基本方針

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護法その他の法令、基本指針、県計画及び業務計画に基づき国民の協力を得つつ、国、福岡県(以下「県」という。)、関係市町村、指定公共機関及びその他関係機関と相互に連携協力し、県歯科医師会の業務に関し、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期すものとし、次の事項に留意するものとする。

1. 県民及び県歯科医師会会員等に対する情報提供

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、県民及び県歯科医師会会員等に対し、インターネット等の広報手段を活用することにより、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供するよう努めるものとする。

2. 関係機関との連携の確保

国、県、関係市町村、指定公共機関及びその他関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努めるものとする。

3. 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施方法については、県及び関係市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものとする。

4. 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

(1) 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対し配慮するものとする。

(2) 国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用されるジュネーブ条約及び第一追加議定書等国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

5. 国民保護措置等に従事する県歯科医師会会員等の安全の確保

国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に当たっては、県及び関係市町村等の協力を得つつ、県歯科医師会の実施する国民保護措置等に従事する県歯科医師会会員等の安全の確保に配慮するものとする。

6. 大災害・大事故身元確認マニュアルに基づく対応

武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、政府により武力攻撃事態及び緊急対処事態の認定に時間を要する場合は、初動対応等に関し、防災体制に基づき実施することも想定されることから、既存の大災害・大事故身元確認マニュアルに基づく組織及び体制等を活用するものとする。

7. 県対策本部長による総合調整

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、福岡県民等保護対策本部長(以下「県対策本部長」という。)による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

第2章 平時からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 防災における体制の活用

武力攻撃事態等における体制の整備に際しては、これまでに構築した防災における体制を踏まえ効率的に実施するものとする。

2. 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

- ① 県歯科医師会関係者の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。
- ② 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても連絡を確実にに行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する者の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信体制の整備

- ③ 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。
- ④ 通信体制の整備にあたっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。
- ⑤ 平時から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的を実施するものとする。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑かつ的確に実施するための県歯科医師会における必要な体制を迅速に確立するため、関係役員及び職員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知するものとする。

なお、必要な事項を定めるにあたっては、交通の途絶、関係者やその家族の被災等により参集が困難な場合等も考慮しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保などサービスの基準に関し必要な事項も併せて定めるものとする。

- (2) 緊急参集を行う関係役員及び職員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。
- (3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。
- (4) 防災のための備蓄を活用しつつ、物資の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

4. 特殊標章等の適切な管理

県知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行うものとする。

- (1) 緊急通行車両(住民の避難、緊急物資等の運送その他の国民保護措置を実施するため運転中の車両で道路交通法第39条第1項で定める緊急自動車を除くものをいう。)の事前届出が必要な場合、福岡県公安委員会(以下「県公安委員会」という。)に対し「福岡県緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領」に基づき申請するものとする。
 - (2) (1)の場合、国民保護法第155条第2項で準用する災害対策基本法(昭和36年法第223号)第76条の2で定められる武力攻撃事態等において車両の運転者がとるべき措置について、県歯科医師会の実施する国民保護措置に従事する県歯科医師会会員等に対し、周知するよう努めるものとする。
5. 赤十字標章等の適切な管理

県知事が平時より赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、県歯科医師会会員である医療関係者があらかじめ赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県歯科医師会は許可の申請手続きを支援するものとする。

第2節 関係機関との連携

平時から関係省庁、地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 県民及び県歯科医師会会員等への情報提供の備え

1. 武力攻撃事態等において、ホームページ等の広報媒体を活用し、医療の提供施設(場所)、医療救護所の開設状況等の情報を県民及び県歯科医師会会員等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。
2. 1の場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対する情報の提供に配慮するものとする。

第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報等について通知を受けた場合や市町村長から避難実施要領、退避の指示、警戒区域の設定等についての通知及び伝達等があった場合において、県歯科医師会関係者における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

第5節 管理する施設等に関する備え

県歯科医師会が管理する施設及び設備が、武力攻撃災害により被害を受けた場合に応急の復旧を行うため、災害発生時における応急復旧体制及び資機材を活用することなどにより、あらかじめ体制等を整備するよう努めるものとする。

第6節 歯科医療の提供に関する備え

1. 県及び市町村が、避難住民の誘導及び避難住民等の救援を行うに当たっての医療の提供についての体制を整備する場合、緊急時の連絡先、歯科医師の派遣可能人数及び医療救護班の編成・医療救護所の設置に係る体制等に関する情報の提供、市町村長が作成する避難実施要領のパターン対する意見、地方公共団体との協定の締結など必要な協力を行うよう努めるものとする。
2. 武力攻撃事態等において、医療を適切かつ迅速に提供するため、国、県及び市町村と連携しつつ、当該提供に関わる実施体制の整備、消防本部、指定公共機関、他の指定地方公共機関及び災害医療センター等の関係機関との協力体制の構築に努めるものとする。

第7節 物資及び資材の備蓄等

1. 国民保護措置のための備蓄は、災害対策基本法第49条に規定される防災に必要な物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるものとする。
なお、備蓄物資及び資材については、品目、備蓄量、備蓄場所、物資等の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
2. 武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資等を調達することができるよう、当該物資等の供給に関する協定をあらかじめ地方公共団体や他の事業者等と締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第8節 訓練の実施

1. 平時より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう県歯科医師会関係者における訓練の実施に努めるとともに、国、県又は市町村が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。
なお、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。
2. 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する訓練については、これらを実施する際に、相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と災害対策基本法第48条第1項に規定される防災訓練とを有機的にも連携させるよう配慮するものとする。

第9節 安否情報の取扱等の検討

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)で規定される個人情報の取扱いを踏まえた上で、国民保護法第94条第3項に基づく知事及び市町村長が行う安否情報の収集についての協力、報道機関への情報提供のあり方など、あらかじめ県歯科医師会が保有する個人情報の取扱いの方針を検討するよう努めるとともに、県歯科医師会会員等の安否情報を収集するに当たって必要となる、県歯科医師会関係者における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

1. 県に国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)が設置された場合、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努めるものとする。
2. 県から県対策本部の設置について通知を受けたときは、第2章第4節に定める警報の内容の通知等の情報伝達に準じて、県歯科医師会関係者等に迅速にその旨を周知するものとする。

第2節 活動体制の確立

1. 県歯科医師会国民保護対策本部の設置

- (1) 県から県対策本部の設置についての通知があった場合には、必要に応じて、一般社団法人福岡県歯科医師会国民保護対策本部(以下「県歯対策本部」という。)を設置するものとする。
- (2) 県歯対策本部は、県歯科医師会関係者における国民保護措置などに関する調整、情報収集・集約、連絡及び県歯科医師会関係者での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- (3) 県歯対策本部を設置した時は、県対策本部及び地域歯科医師会に連絡するものとする。
- (4) 業務計画に定めるもののほか、県歯対策本部の組織及び運営に関する事項については、緊急理事会(理事会)に準じるものとする。

2. 地域歯科医師会国民保護対策本部の設置

- (1) 各地域歯科医師会は、県歯対策本部が設置された場合には、その地域歯科医師会が管轄する区域内における市町村の国民保護対策本部の設置状況等を勘案しつつ、必要に応じ、県歯対策本部に準じた組織(以下「地域歯科医師会対策本部」という。)を設置するものとする。
- (2) 地域歯科医師会対策本部を設置したときは、その旨を県歯対策本部及び地域歯科医師会が管轄する区域に所在する市町村に連絡するものとする。

3. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第2章第1節に定めるところにより、関係会員の緊急参集を行うものとする。

4. 情報連絡体制の確保

(1) 通信体制の確保

- ① 県から県対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段を確保するものとする。
- ② 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるとともに、直ちに、県等に支障の状況を連絡するものとする。

- ③ 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、他の連絡手段により対応を行うとともに、速やかに応急の復旧を行うものとする。

(2) 情報収集及び報告

- ④ 県歯対策本部は、県歯科医師会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の武力攻撃災害の発生等に伴う情報について、迅速に収集・集約し、自主的な判断により、必要に応じて県に報告するものとする。
- ⑤ 県歯対策本部は、県対策本部より武力攻撃災害の状況や国民保護措置の実施に当たって必要となる安全に現地調整所への県歯科医師会会員等の派遣等に関する情報等を収集するとともに、県歯科医師会関係者において、当該情報の共有を図るものとする。

5. 現地調整所への本会会員等の派遣等

市町村又は県から、国民保護措置の実施現場等における関係機関の活動調整や情報共有のため設置する現地調整所への県歯科医師会会員等の派遣を求められた場合、安全の確保を十分に図った上で県歯科医師会会員等を派遣し、関係機関が行う国民保護措置の活動調整等に従事させるものとする。

なお、県歯対策本部は、現地調整所に派遣した県歯科医師会会員等と緊密に連絡を取り、当該情報を県歯科医師会会員等に伝達するとともに、現地調整所において関係機関と調整した国民保護措置を行うよう努めるものとする。

第3節 安全の確保

1. 国民保護を実施するにあたっては、その内容に応じ、国又は地方公共団体から武力攻撃の状況、その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、国民保護措置を実施する関係者の安全確保に十分配慮するものとする。
2. 国民保護措置を実施するにあたって、国民保護法第 158 条第 1 項に基づく特殊標章等を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

県対策本部及び市町村対策本部、国、指定地方公共機関、災害医療センターなどの関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努めるものとする。

第5節 県民及び県歯科医師会会員等への情報提供

1. 武力攻撃事態等においては、医療の提供施設(場所)、医療救護所の開設状況等の情報をホームページ等の広報媒体を活用して、県民及び県歯科医師会会員等に対し適時かつ適切に提供できるよう努めるものとする。
2. 1 の場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対する情報の提供に配慮するものとする。

第6節 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事より警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報の通知等、市町村長から退避の指示、警戒区域の設定等に関する連絡を受けた場合、第2章第4節に定めるところにより、県歯科医師会関係者における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、同章第5節の情報提供方法に準じて県民及び県歯科医師会会員等への伝達に努めるものとする。

第7節 管理する施設等の適切な管理及び安全確保

1. 施設の安全確保

県、市町村及び消防機関等から、施設の安全確保についての要請等があった場合、管理施設について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 県民及び県歯科医師会会員等の安全確保

管理施設等について、県民及び県歯科医師会会員等の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により、災害発生時の対応に準じて、県民及び県歯科医師会会員等の適切な誘導に努めるものとする。

第8節 歯科医療の提供の確保

1. 歯科医療の提供

- (1) 知事から避難措置の指示又は避難の指示の通知を受けた場合若しくは知事又は市町村長が救援に関する措置を実施する場合、県歯科医師会関係者に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び市町村と緊密に情報交換を行い、知事からの歯科医療の実施要請又は市町村長等から歯科医療救護班の編成要請等が行われることに備え、県歯科医師会会員である歯科医師の派遣体制等、歯科医療の提供に必要な体制を整えるものとする。
- (2) 市町村長から避難実施要領の作成にあたって意見を求められた場合、適切に対応するとともに、避難実施要領の通知があった場合には、県歯科医師会関係者における情報共有を図るほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努めるものとする。
- (3) 知事から医療の実施要請があった場合には、派遣する歯科医師の不足、資機材の故障等により当該医療を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの歯科医療を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。
- (4) 知事から歯科医療の実施要請又は市町村長等から歯科医療救護班の編成要請等があった場合、県及び当該市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該歯科医療に従事する県歯科医師会会員等に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。また、現場で歯科医療を提供する責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のため必要な措置を講ずるものとする。
- (5) NBC兵器による武力攻撃が発生した場合又は発生のおそれがある場合、県計画等に基づき対処するものとする。

- (6) 武力攻撃原子力災害が発生した場合、県計画に基づき対処する他、当該計画に定めのないものについては、「福岡県地域防災計画原子力災害対策編」等に定められた措置を準用するものとする。
- (7) N B C兵器による武力攻撃や武力攻撃原子力災害が発生した場合、歯科医療活動に従事する県歯科医師会会員等の安全確保に当たっては、下表に掲げる事項に留意するものとする。また、武力攻撃災害が著しく大規模であること、N B C兵器による武力攻撃や武力攻撃原子力災害の発生などその性質が特殊であること、その他の事情により、歯科医療活動の実施及び対処が困難である場合は、県、市町村、災害医療センター等の関係機関に対し協力を求めるとともに、必要に応じ、県に対し、国武力攻撃事態対策本部長に歯科医療活動等に関し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
2. 業務に係る医療の維持
- (1) 業務に係る医療について、歯科医療に必要な施設及び設備の状況確認、武力攻撃災害発生箇所等において歯科医療を適切に提供するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 医療の提供に支障が生じた場合には、必要に応じ、国、県及び市町村等の関係機関に対し当該障害について連絡するとともに、国、県など関係機関の協力を得つつ、他の医療機関である指定公共機関、災害医療センター等と連携し、歯科医療の確保に努めるものとする。

第9節 安否情報の収集への協力

1. 安否情報収集への協力

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

2. 収集する情報

知事等が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

1. 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備並びにその業務として行う国民保護措置に関する施設等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。
2. 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努めるものとする。
3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県又は市町村等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとするものとする。
4. 県歯対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告するものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

1. 県歯科医師会緊急対処事態対策本部の設置

- (1) 福岡県緊急対処事態対策本部(以下「県緊急対処事態対策本部」)が設置され、県歯科医師会会長が必要であると判断した場合には県歯科医師会緊急対処事態対策本部を設置するものとする。
- (2) 県歯科医師会緊急対処事態対策本部は、県歯科医師会における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- (3) 県歯科医師会緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- (4) 県歯科医師会緊急対処事態対策本部を設置したときは、県緊急対処事態対策本部にその旨を連絡するものとする。
- (5) この計画に定めるもののほか、緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、県歯科医師会災害・事故対策本部並びに災害時の歯科医療救護に関する協定書等の例にならい、別に定めるところによるものとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2章から第3章の定めに基づいて行うこととする。